

公 告

海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務に係る公募型建築プロポーザル実施のため、次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年10月1日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

1 業務概要

- (1) 業務名 海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 海田東小学校校舎建替事業に伴う基本計画策定及び基本・実施設計業務
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

2 参加資格及び評価基準

- (1) 参加表明書の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (8) 海田町の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務「建築関係建設コンサルタント」の業務分野の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、参加表明書の提出及び審査に併せて競争入札参加資格認定に準じた審査を行い、技術提案書の提出期限までに同等と認められた者は、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (9) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外措置を受けていないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

- (ハ) 広島県内に本店又は支店を有していること。
- (ニ) 設計共同体の構成員として又は他の単体事務所若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

イ 設計共同体の場合

- (ア) 構成員の数は2者であること。
 - (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
 - (ロ) 代表構成員及び構成員は、ア(ア)から(イ)に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - (ハ) 代表構成員又は構成員のいずれかは、ア(ロ)に掲げる条件を満たす者であること。
 - (ニ) 構成員が単体事務所若しくは他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準
別紙1「第一次審査の評価基準」のとおり。
- (3) 計画・設計候補者を特定するための評価基準
別紙2「第二次審査の評価基準」のとおり。

3 手続等

(1) 担当課

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14-17

海田町教育委員会事務局学校教育課

電話：082-823-9216 ファクシミリ：082-823-9256

電子メール：gakkyo@town.kaita.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法等

ア 交付期間 令和6年10月1日から令和6年10月15日まで

イ 交付方法 海田町ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、希望する者には、次のとおり交付及び郵送を行う。

(ア) 交付場所・申込先

(1)に同じ。

ただし、交付期間の海田町の休日を定める条例（平成元年6月30日海田町条例第12号）に基づく町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時まで

(i) 郵送を希望する場合

切手を貼付し、返信用封筒に送付先のあて先を記入して、(1)の担当課に申し込むこと。（郵送する資料は日本工業規格A列4用紙50枚程度（約200g））

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

ア 提出期間 令和6年10月1日から令和6年10月15日まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(4) 技術提案書の提出要請日、提出期間並びに提出場所及び提出方法

ア 提出要請 令和6年10月中旬

イ 提出期間 技術提案書の提出要請日から令和6年11月12日まで

ウ 提出場所 (1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。